

八洲学園大学国際高等学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は単位制・通信制の高等学校として、高等学校教育を受けられなかった青少年に、高等学校への就学の機会を与えることを主たる目的とし、併せて、生涯教育の場として、社会人に一般教養科目と職業に関する専門科目の教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は八洲学園大学国際高等学校と称する。

(位置)

第3条 本校は沖縄県国頭郡本部町備瀬1249に位置する。

2 横浜分室（神奈川県横浜市西区桜木町7丁目42番）を置き、学校事務ならびに高大連携事業の一部を行う。

(区域)

第4条 47都道府県とする。

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	定員
単位制・通信制	普通科	3年	5000名

第3章 入学・卒業の時期、学期、休業日、職員組織

(入学・卒業の時期)

第6条 本校は学期の区分ごとに、入学又は卒業を認定する。

2 帰国子女または準ずる者で高等学校に相当する課程に在学するに至っていない者が第14条（4）により入学する場合は、前項の規定にかかわらず学期の途中に入学することを許可することができる。

(学期)

第7条 学期は2期制とし、各学期の始期・終期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

- 1 冬期休業日 12月29日から翌年1月4日まで

第5章 入学、転入学、編入学、科目履修、技能連携、生徒の区分

(入学)

第14条 本校に入学できる者は次のとおりとする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 義務教育学校を卒業した者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（文部省令 昭和41年第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学手続)

第15条 本校に入学しようとする者は、所定の入学願書に必要事項を記載し、中学校の卒業証明書または卒業見込み証明書に入学登録料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

- 2 入学の検定は、入学願書により行う。
- 3 入学を許可したときは、出身中学校長に入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。
- 4 入学を許可された者は、指定の期日までに校納金を添えて入学手続をとらなければならない。

(転入学)

第16条 他の高等学校若しくは中等教育学校後期課程より転入学しようとする者は、当該学校長の発行する転入学に関する照会状・成績及び単位修得証明書に、入学願書・入学登録料を添えて申し込まなければならない。

- 2 転入学の検定は、前項の書類により行う。
- 3 転入学を許可したときは、当該学校長に転入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。
- 4 転入学を許可された者は、指定の期日までに校納金を添えて転入学手続をとらなければならない。
- 5 学校法人八洲学園が設置する高等学校より転入学する場合の、入学登録料は

免除することができる。

(編入学)

第17条 他の高等学校、中等教育学校後期課程若しくは高等学校に相当する教育機関より編入学しようとする者は、当該高等学校長の発行する成績及び単位修得証明書に、入学願書・入学登録料を添えて申し込まなければならない。

2 編入学の検定は、前項の書類により行う。

3 編入学を許可したときは、当該高等学校長に編入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。

4 編入学を許可された者は、指定の期日までに校納金を添えて編入学手続をとらなければならない。

5 高等学校に相当する教育機関は、別表2-3に定める。

(科目履修)

第18条 特定の教科・科目だけを履修しようとする者は、所定の科目履修願に、科目履修料を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続を終えたときは、科目履修を許可する。

(技能連携)

第19条 学校教育法第55条の規定による指定技能教育施設に在学する者が、連携措置に係る科目の単位修得認定を受けようとするときは、技能教育施設の指定等に関する規則第6条の定めにより、予め当該技能教育施設の設置者と協議して連携措置計画書を作成しなければならない。

(生徒の区分)

第20条 他の高等学校の修了期間を通算して、在学期間1年以内の者を1年次生、2年以内の者を2年次生、2年を越える者を3年次生とよぶ。

なお、技能連携を伴う者を技能連携生、その他の者を一般生と総称する。

(聴講生)

第21条 科目履修のみを目的とする者を聴講生とよぶ。

附則

1 本学則は平成12年4月1日より施行する。

1 本学則は平成15年4月1日より施行する。

1 本学則は平成18年4月1日より施行する。

1 本学則は平成22年4月1日より施行する。

1 本学則は平成24年4月1日より施行する。

- ・ 第10条の規定に関わらず、平成24年度1年次生は別表1-1に定める通りとする。平成25年度1年次生からは別表1-2に定める通りとする。

- ・ 第 11 条、および第 12 条 2 項の規定に関わらず、平成 24 年度 1 年次生は別表 2－1 に定める通りとする。平成 25 年度 1 年次生からは別表 2－2 に定める通りとする。

1 本学則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

1 本学則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

1 本学則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、別表 3（1）の規定は令和 5 年度 4 月 1 日新入生から施行する。

- ・ 別表 1 および別表 2－1 の規定は、学習指導要領（平成 30 年告示、平成 31 年改訂告示）の実施される令和 4 年度入学の 1 年次生より年次進行で施行し、令和 3 年度以前の入学者についてはなお従前の通りとする。